

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 Tel (67) 2704

あなたが交通事故などでケガをして国民健康保険・後期高齢者医療を使って治療を受けた場合は、**国保・後期の窓口へ届出を！**

第三者行為による 損害賠償請求のしくみ

第三者行為によるケガや病気の治療についても、国保や後期高齢者医療（以下「国保等」）を使うことができます。

その場合、本来、相手方（以下「第三者」）が負担すべき治療費を、国保、後期高齢者医療広域連合（以下「保険者」）のいずれかが一時的に立て替え、後日、その治療費を第三者に請求することになります。これを、第三者行為による損害賠償請求事務と呼びます。

被害者は、国保などの保険証を使って治療を受けた時には、必ず、保険者窓口（「第三者行為による被害（傷病）届」を提出しなければなりません）。

■第三者行為には何があるの？



■届出に必要なものは？

- ① 第三者の行為による被害届
- ② 交通事故証明書（交通事故の場合）

※自動車安全運転センターで発行しています。

※物件事故扱いになっている場合は、⑥「人身事故証明書（人手不能理由書）」が別途必要になります。

- ③ 事故発生状況報告書

- ④ 念書（被保険者（被害者）が記入）

- ⑤ 誓約書（相手方（加害者）が記入）

- ⑥ 人身事故証明書（人手不能理由書）

- ⑦ 認印

※①、③、④、⑤、⑥の様式は健康推進課窓口、または村ホームページからダウンロードできます。

※詳しくは健康推進課医療保険係へお問い合わせください。



村HP

■保険者は治療費を誰に請求するの？

加害者の車の任意保険や自賠責保険、施設賠償保険に請求します。

加害者が保険などに未加入であれば、加害者本人に請求します。